



県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒422-8062
静岡市駿河区稲川2-2-1
セキスイハイムビルディング7階
TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973
Eメール kenpyo@mail.wbs.ne.jp



単産と地域が 一体となつて闘おう

20国民春闘決起集会

春闘の集中回答日が3月11日、翌12日は統一行動日と、いよいよ本番です。2月23日には「大幅賃上げ、全国一律最賃制度、均等待遇、消費税減税」の実現をめざし「20国民春闘決起集会」を静岡市と浜松市で開催しました。

静岡中央会場

静岡市では、寒風の中、県東部、中部の仲間150人が集まり青葉公園で開催しました。

はじめに菊池仁県評議長より「厳しい情勢ではあるが、労働者の権利を追求しよう」と挨拶がありました。来賓の、自由法曹団静岡県支部事務局長の齋岡寿治弁護士、静岡県商連の瀬川るみ事務局長、日本共産党の島津幸広元衆議院議員より激励の挨拶を受けました。続いて、各単産・地域より17団体の代表が春闘を闘うにあたっての決意表明

西部会場

西部地区労連は浜松市中央区の東ふれあい公園で20国民春闘西部決起集会を開

を行いました。

各組織、それぞれ厳しい状況はあるものの、直面する課題の取り組みを現しました。集会の最後に、アピール・ボードを高く掲げ「集会宣言」を採択しました。

その後、静岡市繁華街をデモ行進し「賃金上げれば景気も回復」「非正規雇用を正規にしよう」「中小業者の経営まもれ」とアピールしました。

催し、13組合・

6団体、110名が集いま

した。

各組合・団体から12名が

リレートーク

を行い、地域

医療構想、水

道民営化、郵

政の非正規社

員の均等待遇

等諸課題につ

いて報告がさ

れました。

集会後、浜

松駅までデモ

行進し「大幅

賃上げを勝ち

取るう」「消費

税を5%に」「安倍9条改憲ノ」

大幅賃上げを求めデモ行進をする参加者＝23日、静岡市内（写真上）・浜松市内（写真右）

経営者団体と静岡県へ 要請と懇談

2020春闘地域総行動



2020年春闘にあたり県内の経営者団体と静岡県へ、雇用の安定と賃金の改善・公務公共サービスと社会保障の拡充・中小企業経営の安定と地域経済振興などを要請し懇談しました。静岡県へは2月17日に行い「会計年度任用職員制度」「人口社会減の歯止めには春闘要請書を手渡す菊池議長17日、静岡県庁

全国一律最低賃金の制定が有効」「中小企業支援」「公契約条例制定を」「地域医療構想に対し、県の対応について」「教育職場に1年単位の變形労働時間制を導入しない」など10項目について要請しました。県は、①静岡県の99.8%が中小企業であり、経営力向上、地域で持続的に経営できるよう頑張っている企業に補助金を出している。今まで支援につながらなかった小規模事業者の支援を実施している②公契約条例については、調査をしている。関係団体と検討していると

しているようだった③「1年単位の變形労働時間制」について省令が明示されていないので、まだ、決まっていけない。職員団体の意見を聞いて検討する。などの回答がありました。2月12日には中小企業同友会、17日、商工連合会、2月20日、中小企業団体中央会、2月21日、商工会議所連合会と「地域の活性化のために、賃金の底上げや中小企業の状況」など懇談しました。2月27日に予定していた経営者協会へは新型コロナウイルスのため延期となりました。



第11回共済拡大全国交流集会



主催挨拶をする小田川義和全労連理事長123日合計約3億円を超える火災共済給付金を組合員に届けており、労働組合への信頼が高まっているとの報告がありました。集会では、この4月からの春の共済拡大大月間では、全労連共済の魅力

個人共済を飛躍的に増やし組織強化拡大につなげよう、と意思統一しました。静岡県支部でも4、5月のキャンペーンに向け、新制度の理解を深めると取り組みをすすめます。ご協力をお願いします。交流集会終了後には、会場を移して全労連共済・推進協議会の10周年記念レセプションが開催され、歴代の役員や関係会社が集いました。



全国一律最低賃金制度は 諸外国では主流

静岡県弁護士会主催シンポジウム

「貧困問題と最低賃金～最低賃金が
社会に及ぼす影響～」

2月8日、静岡市の「あざれあ」で、静岡県弁護士会主催のシンポジウムが開催され「貧困問題と最低賃金」最低賃金が社会に及ぼす影響」をテーマに基調報告と県内の取り組みの報告がありました。

静岡県弁護士会の鈴木重治会長から「日本は世界第3位の経済大国なのに、非正規雇用は4割に達し、若者の2人に1人は非正規雇用。最低賃金は、生活に直結し、格差・貧困問題の解決のカギとなっている」とあいさつがありました。

中村和雄弁護士が「世界

を行いました。

中村弁護士は、諸外国では最低賃金制度は全国一律が主流となっている。韓国では2000年に全国一律最賃制となり、時給は今は1000円を超えている。

また、中小・零細企業支援対策として、支援金や社会保険料等の減免など対策をしている。最賃審議会の構成も青年や非正規などナショナルセンターに属さない人も推薦されている。審議会も全面公開である。

日本は社会保障が低く賃金で生活をまかなわなくてはならない。そのために最

今の最低賃金は普
を送れる額ではな
い。憲法25条の最
低限度の生活とは
ぎりぎりの生活で
なく、普通の生活
を送れることであ
る。また、地域間
格差も大きい。A
ランクとDランク
の差は224円に
達し、この差は年々
開いている。格差・
貧困問題の解決に
は、全国一律かつ
暮らせる水準にす
るべきだ。と強調
しました。

最低賃金制度は全国一律が主流と話す中村弁護士＝8日

2月20日に定例研究会が行われ、「わたしは黙らない『派遣労働者・渡辺照子のたたかい』のビデオ鑑賞と討論が行われました。

派遣労働者として3か月更新を繰り返しながら約17年働いてきた渡辺照子さんは、2017年10月に突然、雇い止めを言い渡されました。渡辺さんは、シングルマザーとして2人の子どもを育ててきました。もともと派遣には、賞与も交通費も退職金ありません。そして、いきなり寒空の年末に放り出されてしまいました。

12月6日は最後の出勤日となりました。その後、派遣ユニオンに加入し、派遣先に団体交渉を申し入れ



団体交渉を申し入れる渡辺さん

「派遣労働者の係争が少な
いのは、労働組合にアクセ
スできない、係争中の生活
資金を用意できないという
ことだけではない。別の派
遣先を探すのが得策だと
考える結果だとも推測され
る。だが、ひとたび集会等
で自身の現状を告発し、聴
衆からの共感や賛同を得ら
れれば、「変わるのは自分
ではなく社会、会社のほう
だ」と気づき、価値観の転
換をみる。」

声を上げられない当事者
の思いも背負って闘う渡辺
照子さんの姿から、今の日
本が見えてきます。



原発事故が起これば環境も経済も壊れる、世論を広げていこうと訴える樋口さん＝16日、静岡市清水区

私が原発を止めた理由

— 原発なくす静岡の会 総会 —

2月16日、清水テルサで原発なくす静岡の会の総会を開催し約90名が参加しました。記念講演に大飯原発の差し止め判決を下した樋口秀明元福井地裁裁判長を招き「私が大飯原発を止めた理由」をわかりやすく話されました。

林克代表から「6年前の2月14日は、中電が浜岡原発の再稼働申請をした日。再稼働反対の世論を広げるため、原発の危険を伝えることに役立てたい」と主催者挨拶がありました。

樋口さんは、福島第一原

発は、11日に地震が起こり2つの危機が偶然が重なりあの程度で済んだと話し始めました。

2号機は、15日には限度を大幅に超える圧力が掛かり爆発寸前まで行つたが格納容器の本来はあつてはいけないヒビで圧力を逃し

た。4号機はたまたま燃料の入れ替えのために水を満たしていたことが幸いし

隔壁が壊れて空になった使用済み燃料プールに水を注

平易だけど論理的、そして市民目線の講演でした。

職場の安全衛生を実現するために

静岡県安全健康センター No. 69

Uさんは長くゴム製品製造会社に勤め、ゴムの癒着止めに製品にタルク（滑石粉）を振りまく仕事をしていた。ベビーパウダーなどにも石綿が混入していたこともあるが、今は使われていない。

ところが補償の金額が嘱託時代の大変低い賃金で計算された。石綿労災は「石綿を浴びて疾病を発症したおそれのある最後の事業場」を基準に平均賃金が支払われるので最終事業場は警備会社と認定さ

業場だから」と主張し、厚生労働大臣に審査請求した。諮問された行政不服審査会はUさんの訴えを認めた。そしてこの2月末に新たな平均賃金で計算され精算された。審査請求からだけでも3年、途中

定年退職後、嘱託で警備会社に勤め、港湾の倉庫に派遣されて、数年間勤めた。この倉庫には石綿の壁があり一日20分程度出入りしていた。やがて咳や痰が出始め、悪化して呼吸困難になった。「びまん性胸膜肥厚」という診断が出て、石綿が原因の疾病とわかり、労災に認定された。

れたからだ。実際はゴム製造会社での被曝が圧倒的に大量であった。労基署は、認定の時は「石綿の被曝が軽微だ」と認めないのだが、このようなケースではどんなに軽微でも「最後は最後」とばかりに低い賃金を適用した。全くのご都合主義。

私達は「最後の事業場」とは「単に被曝し

でいさんは逝去された。
労災決定に際して囁
託の低い賃金を基に、
労災補償が計算される
ことが多くなった。こ
の決定は役所の不誠実
な決定に対する新たな
理論を提示し、全国的
な意味を持ったものにな
った。

最後に、Uさんのご
冥福をお祈りします。

はたらくみんなの春のつどい

日時:2020 年 4 月 12 日(日)13:00~16:00

会場:静岡県産業経済会館 第1会議室

講演：「全国一律最賃制度と最低生計費」

講師: 中澤秀一さん(静岡県立大学短期大学部准教授)

※3月1日予定していた「ビキニデー」は新型コロナウイルスの国内感染拡大に伴い、中止となりました。

※3月8日予定していた「はたらくみんなの春の集い」は左記のとおりとなりました。



団体交渉を申し入れる渡辺さん

声を上げられない
当事者の思いも背負って

静岡県労働研究所

No. 59

No. 59

静岡県労働研究所